

第2次大津市景観計画原案についての庁内意見照会まとめ

資料3

凡例 計画全般に関する意見 写真・イラストの差し替え等に関する意見 緑地等に関する意見

	所属名	ご意見	対応	該当ページ等	
1	政策調整部企画調整課	章ごとのページではなく、通しページの方がわかりやすいのではないのでしょうか	景観審議会での協議において、通しページよりも章ごとのページが良いと決定していることから、章ごとのページとします。		目次
2	都市計画部公園緑地課	地域別景観エリア区分図について、他の区分の名称等が入っており、どこが対象の区分かを確認しづらいため、対象地域の区分のみ名称を記入するようご検討ください。	対象地域の名称を青、それ以外の地域の名称を黒で記載し、差別化しております。見やすくなるよう検討いたします。	2章	
3	都市計画部建築指導課	都心景観路に関する項目が記載されていますが、セットバックの考え方などを示した「大津市景観計画ガイドライン 都市景観路編」についてのアナウンスは記載されませんか（建築基準法第59条の2の規定による総合設計制度の当市許可基準内容と関連することから）	景観計画本編に記載する予定はありません。	2章	72ページ
4	都市計画部建築指導課	「大津市景観計画ガイドライン 都心景観路編」の内容改正を検討する際には当課とも協議願います。	承知しました。	2章	72ページ
5	都市計画部建築指導課	景観重点地区は景観法第61条の規定によるもののでしょうか	景観重点地区は、『景観計画策定・改定の手引き』で規定される、「景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置付けられた地区」を指します。	3章	
6	政策調整部企画調整課	「大比叡」、「大景観」は、「比叡」、「景観」と違いがあるのでしょうか。 4章6ページにあるパノラマ景観との使い分けがあるのでしょうか。	大比叡とは、比叡山系で最も高い峰を指し、また、大景観とは、比良・比叡などの山々や前山の緑と、その前面に広がる琵琶湖や瀬田川などの水辺を望む景観を指しています。 パノラマ景観とは、広がりのある眺望景観を指します。	4章	4ページ・8ページ
7	都市計画部建築指導課	（意見のみ）建築協定の事例として仰木の里の「櫟小路」をご紹介いただいておりますが、こちらは建築基準法第86条の規定による一団地認定を受ける際に結ばれた建築協定です。月日が経ち、当該地域内の世代交代や住み替え、相続等に関して苦慮されている様子もうかがえる状況です。（建築協定の代表事例としての掲載が適しているか）	H28年度作成「まちづくりルールブック」の事例から採用しております。他に適した事例の提案をいただければ、差し替えを検討いたします。	6章	18ページ
8	都市計画部公園緑地課	大津湖岸なぎさ公園からの眺望景観の写真について、琵琶湖文化館は取り壊しを予定しているため、写真の差し替えをご検討ください。	別のアングルの写真に差し替えを行いました。	序章	6ページ
9	都市計画部公園緑地課	大津駅前写真について、今年度大津駅前公園が整備されているため、写真の差し替えをご検討ください。	写真の差し替えを行いました。	序章	9ページ
10	都市計画部公園緑地課	景観計画の区域に関する図面について、市民プラザの完成予定図を追加できるかをご検討ください。	イラスト作成の委託業務が終了しているため、追加はできかねます。	序章	11ページ
11	都市計画部公園緑地課	大津湖岸なぎさ公園の写真（右下）について、当該写真に写っている「市民プラザ」では、Park-PFI制度による飲食・物販店舗の設置と特定公園施設の整備を進めており、令和6年度末には完成予定であるため、写真を差し替えていただきたいです。	景観計画完成時（R6.11頃予定）までに、完成写真をいただける場合は検討いたします。	序章	9ページ
12	都市計画部公園緑地課	なぎさ通りと琵琶湖岸の写真について「なぎさ通り」という名称は「市道幹1072号線」の愛称であり、当該写真は「なぎさのプロムナード」の写真となります。名称変更が写真の差し替えをご検討ください。	キャプションを変更しました。	2章	65ページ

13	都市計画部公園緑地課	なぎさ公園からの眺望の写真について、琵琶湖文化館は取り壊しを予定しているため、写真の差し替えをご検討ください。	別のアングルの写真に差し替えを行いました。	4 章	5ページ
14	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 街路樹の整備を推進し、	「前面道路境界部の緑化や街路樹の整備を推進し、」を「前面道路境界部の緑化を推進するとともに街路樹を適切に管理し、」に修正しました。	2 章	3ページ・8ページ・31ページ
15	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 緑化の推進	当該部分は、主に民間所有敷地などの緑化の推進について表現していることから、現在の表現でご理解をお願いします。	2 章	23ページ・37ページ・45ページ・59ページ
16	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 一体的な緑化などにより		2 章	26ページ
17	都市計画部公園緑地課	皇子山総合運動公園を商業地景観エリアとされておりますが、公園に商業地という区分けは馴染まないため、名称を変更いただくか、エリアの変更をご検討お願いいたします。 また、緑豊かな公共空間の整備とありますが、現状よりさらに緑豊かに整備する予定はございません。 さらに、新庁舎の検討に係る視点も必要と考えられます。ご検討ください。	景観エリアの名称については、都市計画に基づく用途地域をもとに設定しております。 「緑豊かな公共空間を整備し、」を「緑豊かな公共空間を適切に管理し、」に文言修正しました。 新庁舎に係る視点につきましては、庁舎整備の方向性が現状で確定していないため、記載しかねます。	2 章	33ページ 1 行目
18	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 公共空間の緑化	「公共空間の緑化」を「公共空間の緑の適切な管理」に修正しました。	2 章	37ページ
19	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 街路樹を配置し、	「前面道路境界部の緑化や街路樹を配置し、」を「前面道路境界部の緑化を推進するとともに街路樹を適切に管理し、」に修正しました。	2 章	42ページ
20	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 緑化や	「駅前広場や道路における緑化や歩行者空間の整備に併せ、」を「駅前広場や道路における歩行者空間の整備に併せ、」に修正しました。	2 章	45ページ

21	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 びわこ文化公園都市においては・・・形成します。	当該部分は、まちなみ景観の全体的な方向性を表現したものであり、前計画を踏襲したものとしています。街路樹の整備方針の変更のみを	2章	50ページ
22	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 住宅地の近隣センターを形成する地域においては・・・形成します。	もって、まちなみ景観の全体的な方向性を変更することは不適切であると考えことから、現在の表現でご理解をお願いします。	2章	50ページ
23	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 道路における緑化や	「駅前広場や道路における緑化や歩行者空間の整備に併せ、」を「駅前広場や道路における歩行者空間の整備に併せ、」に修正しました。	2章	59ページ
24	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 街路樹を配置し、	「前面道路境界部の緑化や街路樹を配置し、」を「前面道路境界部の緑化を推進するとともに街路樹を適切に管理し、」に修正しました。	2章	62ページ
25	都市計画部公園緑地課	雄琴港について、地元からはにぎわいの創出を求められており、緑化推進の予定はございません。 また、瀬田地域の湖岸について、公園管理者としてはポート利用の促進はしておりません。	雄琴港の緑化については、「周辺部の民有地における緑化を推進する」と記述しており、雄琴港そのものの緑化を推進するものではありません。 「ポート競技等が創り出す、にぎわいのある水辺景観の保全・創出」は、ポート利用の促進を意味するものではなく、伝統あるポート競技等ににぎわう水辺景観を良好なものと捉えるものです。	2章	66ページ
26	都市計画部公園緑地課	なぎさ公園を念頭においた場合、修復という表現は馴染まないため、変更をご検討ください。	当該表記は、なぎさ公園のみを想定したものではないため、修復または創出という表記にしています。	2章	69ページ
27	都市計画部公園緑地課	河川緑地の整備予定はなく、さらにほとんどが計画のみです。 また、河川緑地を河川環境という言葉に変更してください。		2章	71ページ
28	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 河川緑地の整備など	河川環境に文言修正しました。	2章	71ページ
29	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 「ウ 道路植栽」全て	道路の整備規模によっては緑化を計画することもありますので、道路植栽の項目は残します。「既存樹木がある場合はこれらを活かします」を「既存樹木がある場合は保存を検討します」に修正しました。	5章	7ページ
30	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 、河川緑地、道路緑地など	この項目は、新規の河川緑地、道路緑地を推進するものではなく、公園・緑地整備事業を行う場合において、既存の緑地との連続性や一体性に配慮することを意図していることから、冒頭に「既存の」を追加することをご理解をお願いします。	5章	7ページ

31	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 河岸の緑化	河岸の緑化は、街路樹ではないため視距確保に影響のない範囲で推進することは可能であると考えます。緑の連続性の形成の観点から、現在の表現でご理解をお願いします。	5章	8ページ
32	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 水辺のライトアップ、照明演出などの工夫を行います。	「都心部等においては都市景観の魅力向上を目的として、水辺のライトアップ、照明演出などの工夫を行います。」を削除しました。	5章	8ページ
33	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行います。	街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方針であった場合においても、広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫は必要であることから現在の表現でご理解をお願いします。	5章	10ページ
34	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 ストリートファニチャー（彫刻や屋外家具など）を効果的に配置します。	ストリートファニチャーに関する表記を削除しました。	5章	10ページ
35	建設部道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 街路樹や	街路樹の維持管理（落ち葉清掃など）を市民・民間に協力していただくことも想定していることから、現在の表現でご理解をお願いします。	6章	8ページ